

# 企画競争説明書

業務名称：ベリーズ国With/Post COVID-19社会における  
農業バリューチェーン改善アドバイザー業務

調達管理番号：22a00689

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月16日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2022年11月16日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ベリーズ国With/Post COVID-19社会における農業バリューチェーン改善アドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4) 契約履行期間(予定)：2023年1月～2025年2月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限  
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。  
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
  - 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の18%を限度とする。
  - 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の18%を限度とする。
  - 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

### 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第3チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年11月22日 12時
3	質問への回答	2022年11月28日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年12月 2日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年12月13日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (3) 提出先

##### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

##### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

#### (4) 提出書類

##### 1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

- ③ 技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ベリーズ国 With/Post COVID-19社会における農業バリューチェーン改善アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ベリーズ政府は、COVID-19の影響により、主要産業である観光業が壊滅的な打撃を受け外貨不足が深刻化したことで、農業や水産業といった一次産業の立て直しが経済・財政面の回復においても重要であると再認識することになった。同国政府は、産業の多角化を促進し、これまで輸入に頼っていた農産物の輸入代替を進めることで、貿易赤字・外貨準備高の改善を図り、更には食料安全保障の強化を目指している。例えば、国内重要な大きいジャガイモ、玉ねぎは、収穫期以外は国内生産だけでは賄えず、輸入に頼らざるを得ない状態であるが、収穫期には市場への供給が集中するため、農家は短期的に下落した価格で販売せざるを得ず、加えて収穫物の保存・管理が適切に行われていないことから生じる収穫後ロスの問題も見受けられるなど、その生産流通体系の改善が求められている<sup>1</sup>。また、農家は明確な計画や将来的な販売の方向性を考慮することなく個々に生産を行い、またいかなる付加価値も与えられずに収穫物を販売しているケースが大半であり、国内消費向け、輸出向けを問わず農作物のバリューチェーンの改善を進める必要性がある。

更には、毎年のようにハリケーンや洪水により小規模農家は大きな被害を受けており、気候変動に対応したレジリエントな農業体制の構築が重要課題となっている。JICAは2021年3月、ベリーズ大学とともにJICAチェアを開催し、日本の近代化や開発経験を広く共有したところ、上記の様な状況にあったベリーズ政府農業関係者およびベリーズ大学から農業セクターにおける協力について強い関心が示され、ベリーズ農業省は、With/Post COVID-19社会における農業バリューチェーンの改善のため、個別専門家による技術協力を要請した。なお、本案件の要請は、ベリーズ農業省と、農業教育プログラムを有し更なる拡充を目指すベリーズ大学農学部との連携の下、DX技術

<sup>1</sup> 2020年度にベリーズ事務所にて実施した「農業協同組合の組織化推進と事業運営能力の向上フォローアップ協力」では、ジャガイモと玉ねぎの冷温施設を導入した経緯がある。

を活かした近代的農業を確立し実施する内容となっている。

### 第3条 プロジェクトの概要

- (1) 案件名：ベリーズ国 With/Post COVID-19 社会における農業バリューチェーン改善専門家
- (2) 実施期間：2023年1月～2025年2月を予定（計25カ月）
- (3) 上位目標：ベリーズ農業の生産性と効率性が改善され、経済基盤を支える持続的かつ、気候変動にも対応したレジリエントな農業／農産物の開発が進められる。
- (4) プロジェクト目標：気候変動対策も考慮したベリーズの農業バリューチェーンが改善される。
- (5) 成果
  1. 農業バリューチェーンの現状が分析され、課題が明確になる。
  2. 農業バリューチェーン改善のための戦略的行動計画が策定される。
  3. 農業省の政策策定・実施能力が強化される。
  4. ベリーズ大学農学部にて、ITを活用した近代的農業を実施するための教育プログラムが開設される。
  5. 農業省とベリーズ大学の連携による、農業バリューチェーン開発に資する取組が明確化する。
- (6) 活動
  - 1-1. 生産者、民間セクター、政府関係者、援助団体などの関係者とのコミュニケーションを促進し、農業バリューチェーンの問題点や課題の抽出のための現状分析について農業省を支援する。
  - 1-2. 農業バリューチェーン関係者に現状分析の結果を発表し、その課題を農業省と協議の上、ワークショップ開催を支援する。
  - 2-1. 生産者、民間セクター、政府関係者、援助団体などの関係者と協議の上、農業バリューチェーンを改善するための戦略的行動計画の策定について農業省を支援する。
  - 3-1. 農業バリューチェーンに関して、農業省スタッフの能力を確認・分析した上で、知識・技術を指導する。
  - 3-2. 農業省スタッフの人事異動等に備え、育成プログラムをマニュアル化する。
  - 4-1. ベリーズ大学および農業省の連携事業であるBAIMSの活用方法、活用事例について、ベリーズ大学の学部職員、関係教授と協議する。学部生等によりベリーズ大学農学部にて実施するパイロットプロジェクトが立ち上がる、農業バリューチェーンに関連する課題を支援する。
  - 4-2. ベリーズ大学農学部にて立ち上げを予定している近代的農業に関する教育プログラムにおいて、農業バリューチェーンに関する課題への助言を行い、ベリーズ大学農学部と農業省との情報・技術の共有体制を構築する。
  - 5-1. 農業省大臣とベリーズ大学農学部長に対して定期的に活動の進捗報告を

行い、政策提言・助言を行う。

5-2. 農業省の農業バリューチェーン関係者に対して、具体的な活動についての支援、助言を行う。

(7) 事業実施体制

実施機関；ベリーズ農業省、関係機関：ベリーズ大学農学部

#### 第4条 業務の目的

本業務は、ベリーズ農業省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、ベリーズ大学農学部を協力機関として、①農業バリューチェーンの現状・課題を分析し、戦略的行動計画の策定を支援する、②農業省の政策策定・実施能力を強化する。③ベリーズ大学農学部にて新設予定の近代的農業実践の為の教育プログラムにおいて農業バリューチェーンに関する課題への支援や助言を行う、④ベリーズ大学農学部と農業省との情報・技術の共有体制を構築する、⑤農業省とベリーズ大学の連携による農業バリューチェーン開発に資する取組を支援する、といった活動を通じて、気候変動対策を考慮したベリーズの農業バリューチェーンを改善することを目的とする。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、ベリーズからの要請に基づき、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に記載する業務を行うものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

(1) 実施体制および現状把握の必要性

実施機関はベリーズ農業省であるが、ベリーズ大学農学部が協力機関であり、農業省とベリーズ大学農学部による連携の元で農業バリューチェーンにおける課題への対応能力を強化することが求められる。プロジェクト開始後に、農業省とベリーズ大学農学部の連携の取組の現状について十分に調べた上で、プロジェクトの活動の内容の方向性や進め方を検討する必要がある。

(2) 対象品目における農業バリューチェーンの改善

農業バリューチェーン分析調査の実施、調査結果の共有およびアクションプラン策定のワークショップの実施、パイロットプロジェクトの実施をプロジェクト活動の中で想定している。これらの一連のバリューチェーン強化の手法について、農業省の人材育成プログラムの研修の実施と連動させる。また、ベリーズ大学農学部と農業省との連携を促進しながら、パイロットプロジェクトを実施する。

(3) ベリーズ大学農学部の近代的農業に関する教育プログラムへの支援

コンサルタントはベリーズ大学農学部の近代的農業に関する教育プログラムの新規立ち上げにおいて、農業バリューチェーンに関する課題への提言を行う。同時に、農業省とベリーズ大学農学部の情報・技術の共有体制の構築を念頭に置き、農業省とベリーズ大学の連携によるパイロットプロジェクトの実施を支援する。

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

実施機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していく必要があると想定される為、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロ

プロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(5) 広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容とその成果がベリーズ及び我が国の国民に正しく理解されるよう、ベリーズ側関係機関とともに効果的な広報に努める。

## 第7条 業務の内容

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 現状把握・情報収集

農業省において、農業バリューチェーンに関連する政策<sup>2</sup>や既存の農業バリューチェーン分析調査に関する情報収集、ヒアリングを行い、農業バリューチェーン分野に関する政策及び現状についての把握をする。特に 2021 年 11 月から 2022 年 3 月まで農業省と JICA ベリーズ支所が実施した「農業協同組合の組織化推進と事業運営能力の向上フォローアップ協力」の実施後の状況についても継続的に確認し、農業バリューチェーンにおける課題を考察する。また、農業省とベリーズ大学の連携の現状把握、情報収集を行う。特に、ベリーズ大学および農業省により民間企業に委託して開発された農業管理情報システム (Belize Agriculture Information Management System : BAIMS)<sup>3</sup>の運用状況について確認する。また、ベリーズ大学農学部にて立ち上げを予定している近代的農業に関する教育プログラムの概要や現状についての確認を行う。

(2) 農業バリューチェーン分析調査の実施

ローカルコンサルタント等への現地再委託による農業バリューチェーン分析調査を実施する。同調査の実施にあたっては、第 1 次渡航の際に、農業省と調査対象となる農作物の絞り込み基準の協議および選定（2～3 品目程度）、調査方法、スケジュール等について協議・合意した上で、再委託契約の内容を準備すること。

対象品目の選定基準については、対象品目の開発ポテンシャル、小規模生産者への裨益、他ドナー支援との重複やデマケーション、日本側・ベリーズ側リソースや活動機関と予算規模等を考慮の上、選定する。また、同国における農牧省以外で本案件に関連する機関（例えば商工省や対象産品の輸出協会等）についても関連機関として事前に調査し必要に応じてステークホルダーとして巻き込むこと。

農業バリューチェーン調査の実施時期について、契約開始は 2023 年 4 月以降、調査結果提出は 2023 年 8 月末頃と想定しており、再委託調査を予定している。調査期間は 2～3 カ月程の想定。調査では、対象品目の生産者、民間セクタ

---

<sup>2</sup> ベリーズ政府農業政策 2015-2030（前政権下での政策で現在改定中だが完成の目途は立っていない）

[National Agriculture and Food Policy of Belize](#)

<sup>3</sup> [The Belize Agriculture Information Management System \(BAIMS\) - Agriculture](#)

一、政府関係者、援助団体などの関係者からヒアリングを行い、バリューチェーンのボトルネックとなっている箇所を明確にするために必要な情報を収集すること。<sup>4</sup> プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託を想定した本調査の実施方法と想定する契約内容、成果品の検査方法等の具体的な提案を行うこと。<sup>4</sup>

(3) 農業省内の農業バリューチェーンに係る人材育成プログラム案の作成支援および、研修プログラムの実施

農業バリューチェーンに関する農業省スタッフの能力を確認・分析した上で、農業バリューチェーン強化にかかる知識・技術を指導するための研修内容を農業省と協議し、人材育成プログラム案の作成を支援する。農業バリューチェーンに関する人材育成プログラム案に沿って、農業省内にて研修（5回程度の想定）を実施する。研修の実施においては、行動計画の策定、パイロットプロジェクトの実施に関連づけて行うことが望ましい。人材育成プログラムについては、研修実施に基づき改善し、農業省スタッフの人事異動等に備えた育成プログラムのマニュアル化の支援を行う。<sup>5</sup>

(4) 農業バリューチェーン分析調査結果のワークショップの実施、戦略的行動計画の策定支援

農業バリューチェーン分析調査の結果をもとに、その課題を農業省と協議の上、対象品目ごとのステークホルダー（生産者、加工業者、販売業者、流通業者、民間企業、マイクロファイナンス機関、研究機関、大学等）に分析結果を発表し、対象品目における戦略的な行動計画（アクションプラン）策定のワークショップを開催する。コンサルタントチームは本ワークショップのファシリテーションを支援する。

(5) パイロットプロジェクトの実施

農業バリューチェーン調査の結果をもとに策定した戦略的行動計画に基づき、実施期間や予算を考慮して、ボトルネックを解消するアクションプランを対象作物毎に1つ選び、パイロットプロジェクトとして実施する。なお、パイロットプロジェクトの実施にあたっては、必要に応じて機材の導入も検討する。パイロットプロジェクトの実施は、2023年12月～2024年12月の間を想定する。また、パイロットプロジェクトを現地でファシリテートする技術スタッフ1名の雇用を想定している。<sup>6</sup>

パイロットプロジェクトは、農業省とベリーズ大学の連携を深めるものであることが望ましい。例えば、BAIMSの活用方法、活用事例を事前に調べた上で、BAIMSの活用によりバリューチェーンの改善が見込まれる場合は、農業省を中心にベリーズ大学の学部職員、関係教授とともにBAIMSを活用したパイロットプロジェクトの立ち上げを検討することも一案。

---

<sup>4</sup> プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託を想定した本調査の実施方法と想定する契約内容、成果品の検査方法等の具体的な提案を行うこと。

<sup>5</sup> プロポーザルにて可能な範囲で、研修プログラムの効果的な実施方法を提案すること。

<sup>6</sup> 対象品目毎のパイロットプロジェクトの進め方について、プロポーザルにて提案すること。

パイロットプロジェクトの実施結果を踏まえ、農業バリューチェーン改善に向けた農業省およびベリーズ大学農学部における今後の取り組みについて取りまとめ、提案する。

(6) ベリーズ大学農学部の近代的農業に関する教育プログラムへの支援

ベリーズ大学農学部にて立ち上げを予定している近代的農業に関する教育プログラムについて、同プログラム立ち上げの現状および農業バリューチェーン分析調査の結果やパイロットプロジェクトの進捗状況を踏まえた上で、コンサルタントは同プログラムにおける農業バリューチェーンに関する課題への提言を行う。同提言においてはベリーズ大学農学部と農業省との情報・技術の共有体制の構築についても念頭に置く。

(7) 進捗報告

農業省大臣とベリーズ大学農学部長に対して定期的に活動の進捗報告を行い、政策提言・助言を行う。

第8条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書等の先方政府の説明に関しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。報告書の記載方法は「コンサルタント等契約における 報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の規定を参照すること。

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結後10営業日以内(2023年1月)	和文(電子データ)
ワークプラン	業務開始後3か月以内	英文(電子データ)
現地業務結果報告書	各現地活動終了時から起算して10営業日以内 (全5回の派遣を想定)	和文、英文(電子データ)
業務完了報告書	2025年1月31日	和文2部、英文3部(和・英とも簡易製本) CD-ROM1部(和文・英文をまとめて1つのCD-ROMで提出)

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	農業バリューチェーン分析調査の実施方法について	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 農業バリューチェーン分析調査の実施
2	人材育成プログラムの研修の実施方法について	第6条 実施方針及び留意事項 (3) 農業省内の農業バリューチェーンに係る人材育成プログラム案の作成支援および、研修プログラムの実施
3	効果的なパイロットプロジェクトの進め方について	第6条 実施方針及び留意事項 (5) パイロットプロジェクトの選定および実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
類似業務：農業バリューチェーン強化に係る業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野  
➤ 業務主任者／農業バリューチェーン改善アドバイザー
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.8 人月

評価対象の業務従事者は、全体の業務量（約 8.2 人月）の 50%以上を担当すること。50%未満場合には、50%以上となるまで（追加の）評価対象者の履歴書等を記載願います。

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業バリューチェーン改善アドバイザー）】

- ① 類似業務経験の分野：農業バリューチェーン強化に係る業務
- ② 対象国及び類似地域：ベリーズ国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年1月中旬から2025年2月中旬の契約期間(25ヶ月)を想定している。

現地業務は2024年12月末に終了の想定。

業務実施期間に年次の区分は無い。

※夏季休暇（7月中旬～8月下旬）、正月休暇（1月初中旬）は現地での業務活動の効率が落ちることに配慮する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 8.2人月（現地：7.0人月、国内1.2人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

業務主任者/農業バリューチェーン改善アドバイザー（1）（2号）

農業バリューチェーン改善アドバイザー（2）

#### 3) 渡航回数を目途 全5回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 農業バリューチェーン分析調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 要請書
- 案件概要表案
- 「農業協同組合の組織化推進と事業運営能力の向上フォローアップ協力」完了報告書

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	執務スペース	有
3	通訳の配置	無
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無

6	Wi-Fi	有
---	-------	---

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）  
特になし

#### （2）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 農業バリューチェーン分析調査：現地再委託費1,000千円  
（第2章第7条（2）を参照）
- 2) 農業バリューチェーンに係る人材育成プログラムの研修実施（全5回想定）：  
セミナー等実施関連費1,000千円（第2章第7条（3）を参照）
- 3) 農業バリューチェーン分析調査結果のワークショップの実施、戦略的行動計画  
の策定支援：セミナー等実施関連費1,520千円  
（第2章第7条（4）を参照）
- 4) パイロットプロジェクト実施の際の機材等の費用：機材費3,000千円  
（第2章第7条（5）を参照）

#### （3）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

#### （4）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒米国（ダラス、ロサンゼルス、ヒューストン等）⇒ベリーズ

- （5）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。  
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

#### （6）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価表

### プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 50 )
	<b>業務主任者のみ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農業バリューチェーン改善アドバイザー</u>	(50)
ア) 類似業務の経験	20
イ) 対象国・地域での業務経験	5
ウ) 語学力	8
エ) 業務主任者等としての経験	10
オ) その他学位、資格等	7